

風水害等の災害により被災した入学志願者の検定料の免除について

本学では、地震や台風など風水害等の災害により被災された方の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るため、以下のとおり検定料を免除する措置を講じます。

○措置の概要

1. 免除対象となる入学者選抜試験

令和8（2026）年度東京大学大学院学際情報学府 学際情報学専攻の入学に係る選抜試験

- (1) 夏季募集（修士課程、博士課程）
- (2) 冬季募集（修士課程、博士課程）

2. 対象者

上記1. に掲げた試験の志願者で、次のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 入学志願者の学資を主として負担する者が、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域で被災し、次のいずれかに該当する方
 - ア 所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
 - イ 死亡又は行方不明の場合
- (2) 居住地が福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された方

3. 申請方法

次の(1)～(3)の書類全てを「7. 問い合わせ先」まで郵送により提出願います。

- (1) 検定料免除申請書
- (2) 次のいずれかの証明書類
 - ・上記2の(1)アに該当する方…公的機関が発行する災害証明書（コピー可）
 - ・上記2の(1)イに該当する方…公的機関が発行する死亡又は行方不明を証明する書類（コピー可）
 - ・上記2の(2)に該当する方…公的機関が発行する被災証明書（コピー可）
- (3) 返還請求書

4. 免除方法等

申請のあったものについて、審査の結果、対象となると判断した場合、払込済みの検定料を返還します。

免除の結果については、決定者は返還請求書に記載された指定口座への振込みをもって決定の通知とし、この他については別途連絡いたします。なお、上記1. (2) において出願を予定されている方については、必ず期限内に検定料の納付を済ませて下さい。

5. 日程

- (1) 申請書提出期限 **令和7年11月21日（金）必着**
※原則、上記提出期限の1週間前までに「7. 問い合わせ先」へメールにて連絡のうえ、検定料免除申請書、返還請求書の様式を入手して下さい。
- (2) 返還時期 令和8年3月（予定）

6. その他

申請書類（検定料免除申請書、証明書類、返還請求書）に不足や記載内容に不備、また、提出期限に間に合わない場合には、免除の対象とはなりませんので、提出にあたってはご注意ください。

7. 問い合わせ先

東京大学大学院学際情報学府事務部学務チーム

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1

電話：03-5841-8769,8768（平日 10:00-12:00, 13:00-16:00）

E-mail：gakumu@iii.u-tokyo.ac.jp